

大分県チャレンジ中小企業応援資金特別融資要綱

に基づく資金の融資事務に関する要領

平成 23 年 8 月 3 日制定

(趣 旨)

- 1 大分県チャレンジ中小企業応援資金の融資事務に関しては、大分県チャレンジ中小企業応援資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第 3 条第 1 項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。ただし、経営力強化融資において、自らが認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携するものに限る。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社北九州銀行

(資金の用途)

- 4 融資の対象となる資金の用途は、直接事業の用に供するものに限るものとし、なお設備資金にあっては、次の要件を充たすものとする。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、6 箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

(融資限度額)

- 5 融資限度額の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。

(2) 中小企業者又は特定事業者が組合の組合員である場合は、当該中小企業者又は特定事業者の直接の借入額と組合からの転貸額の合計額は、中小企業者又は特定事業者に対する融資限度額を超えることができない。

(融資の申込手続)

- 6 融資を受けようとする中小企業者等又は特定事業者は、大分県チャレンジ中小企業応援資金融資に係る通知書(様式1。以下「通知書」という。)3通に、別表に定める書類(以下「関係書類」という。)を添えて、当該中小企業者等又は特定事業者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所(以下「商工会等」という。)又は指定金融機関に提出しなければならない。ただし、組合共同事業に係る融資を受けようとするときは、大分県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)又は指定金融機関に提出しなければならない。

(経営指導等)

- 7 商工会等は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に關係書類1通及び調査意見書(様式2)を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に關係書類各1通を添えて保証協会に送付するものとする。

(保証の決定)

- 8 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定通知等)

- 9 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。
- (1) 原則として無保証人とする。ただし、法人にあっては代表者を保証人とする。必要に応じて担保を徴求する。
 - (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等及び指定金融機関に通知するものとする。
 - (3) 商工会等は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
 - (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続を行わなければならない。

(債権管理)

- 10 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。
- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
 - (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかか

ならず、当該融資を受けた中小企業者に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

11 融資条件の変更については、次のとおりとする。

(1) 融資を受けた中小企業者等又は特定事業者は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等又は特定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。

(2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等又は特定事業者とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書（様式6）及び次のイ～ロを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(金融機関の責務及び報告)

12 経営力強化融資における指定金融機関は、以下の責務及び報告をしなければならない。

(1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。

(2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。

(3) 金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(融資状況の報告)

13 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式3）により、翌月の10日までに、知事に報告しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成23年8月3日から施行する。

2 大分県ベンチャーサポート資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領（平成

15年8月1日制定。)は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、大分県創造的企業育成支援資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領（平成15年8月1日制定。）及び大分県経営力向上資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領（平成29年4月1日制定。）により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

別表（第6条関係）

区 分		添 付 書 類
共 通		(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあっては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあっては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあっては、当該許可・認可証の写し (7) 削除 (8) 組合にあっては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	機械設備等の購入	見積書又は仮契約書 カタログ
	土地の取得	土地売買に係る仮契約書の写し 土地登記簿謄本
	建物の新築	建物許可関係書類 建物平面図
	ベンチャーサポート 融資	要綱第5条1項第2号で規定した融資の対象となる資金であることを証明する書類。
	(創 業)	開業事業計画書、住民票謄本、勤務先事業主の勤務経歴証明書（様式4）、直前年度の源泉徴収票又は所得税額証明書の写し
	経営力強化融資	(1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（様式5） (2) 事業計画書（申込人が策定したもの）。ただし、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 ①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ③計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画 (3) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）
経営革新特別融資	(1) 経営革新計画承認書の写し (2) 承認経営革新計画の内容が確認できる書類	

大分県チャレンジ中小企業 応援資金融資に係る通知書

※提出部数 3部
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
 又は指定金融機関
 (組合にあっては、大分県中
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地
 企業名(商号)
 代表者氏名
 TEL

申込額		企 業 の 概 要					
万円		具 体 的 業 種	取 扱 目				
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員					
		常用 (役員・ 家族除 く)	人	常用 (役員・ 家族)	人	臨 時 (パート含)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円		金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額		万円
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()	最 近 の 月平均費用	万円		1 主 な 取 引 金 融 機 関		
		資 産 総 額	万円		2 主 な 取 引 先 又 は 親 企 業		
借 入 希 望 金 機 関	(支店)	負 債 総 額	万円		3 事 業 開 始 年 月		
		資 本 金 (元入金)	万円				
借 入 金 の 使 途	設 備 資 金	今 回 計 画 中 の 設 備 の 種 類 ・ 数 量 ・ 単 価 等	新 設 ・ 増 設 ・ 補 修 取 替 の 別	金 額		融 資 の 種 類 (○印 を つ け て く だ さ い 。) 1 ベ ン チ ャ ー サ ポ ー ト 融 資 2 経 営 力 強 化 融 資 3 経 営 革 新 特 別 融 資	
	運 転 資 金	計 画 の 実 施 に 必 要 な 運 転 資 金 の 内 容		計		万 円	
	借 換	計		万 円			
連帯保証人							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL () -					
		TEL () -					
		TEL () -					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類（最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。）と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。（受付不可）

※借入金の使途欄の借換については、経営力強化保証制度による保証付き既往借入金に限ります。

調 査 意 見 書

年 月 日

大分県信用保証協会長 殿

商工会長
商工会議所会頭

このたび、別添のとおり大分県チャレンジ中小企業応援資金の融資の申込みがありましたので、その調査結果及びこの融資に関して意見を付し送付します。

1 申 込 者

企業名・商号		代表者氏名	
--------	--	-------	--

2 営業の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

業 況	盛	漸 盛	常 態	低 調	衰 退
同業者間の地位(県下・管内)	上 位		中 位		下 位
立地条件	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
将来性	有 望	やや有望	現状維持	やや不安	不 安

3 経営者の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経 営 の 計 画 性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
世 評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見（資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。）

.....

.....

.....

.....

経営指導員名	
--------	--

様 式 3

大分県チャレンジ中小企業応援資金融資状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指定金融機関名

（担当者氏名 ）

1 貸出残高状況（総括表）

前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

2 当月分貸出状況（内訳表）

企 業 名	貸 出 金 額	資 金 使 途	業 種	所在市町村名	備 考
	千円				

【注】 資金使途欄には、融資の種類（ベンチャーサポート融資）及びベンチャーサポート融資は下段にカッコ書きでビジネスプランングランプリ、

トライアル発注制度、グッドデザイン商品創出支援事業、環境型循環産業創出事業の別を記入してください。

大分県チャレンジ中小企業応援資金
融資申込みに係る勤務経歴証明書

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
住 所	
従 事 し た 業 種 (具体的に記入して下さい。)	
勤 務 し た 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 月)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事 業 主 住 所
(雇用主)

企 業 名
代表者氏名

TEL () -

「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

(中小企業者) 住所
名称
代表者

私は、別添の事業計画書等に基づき、経営力強化保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。

別添の事業計画書等は、私自らが策定したものであり、計画の実行及び融資金融機関に対する進捗の報告（四半期毎）を行うことを確約いたします。

なお、当該確約を遵守しない場合は、申込時の信用力に対応した信用保証料を支払うことを含め貴信用保証協会の指示に従います。

【認定経営革新等支援機関】支援機関名 _____

【経営力強化保証の申込内容】

- ・ 融資金融機関（支店名） _____ (_____ 支店・ _____ 本店)
- ・ 申込金額及び資金使途 _____ 千円 (_____ 運転・設備) 該当に○印
(うち既存保証協会保証付融資の借換千円)
- ・ 事業計画書等における申込資金の位置付け
事業年度 _____ 年 _____ 月期 借入額 _____ 千円の (_____ 一部・全部) 該当に○印

【認定経営革新等支援機関使用欄】

私は、融資金融機関と連携し（融資金融機関と認定経営革新等支援機関が同一の場合には自らが）、以下に記載の経営支援を行うことを確約いたします。

なお、記載した内容について、中小企業庁、金融庁、信用保証協会、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫（信用保険部門）に提供されることにつき同意いたします。

経営支援の内容（該当に○印（複数選択可））

- a 創業支援 b 事業計画策定支援 c 事業承継 d M&A e 生産管理・品質管理 f 情報化戦略
g 知財戦略 h 販路開拓・マーケティング i 人材育成 j 人事・労務 k 海外展開 l BCP作成支援
m 物流戦略 n 金融・財務 o その他（具体的に： _____）

※経営支援の内容の詳細は、別添事業計画書等または別紙参照。

年 月 日

(認定経営革新等支援機関) 住 所
名 称
代表者
連絡先 (_____)
担 当 (_____)

※ この届出書に事業計画書等を添付して、融資金融機関にご提出ください。（金融機関から信用保証協会に提出されます。）

※ 複数の金融機関から融資を受ける場合には、融資金融機関名の欄に、融資を受ける金融機関を併記してください。

※ 複数の認定経営革新等支援機関から支援を受ける場合には、一支援機関について一枚の届出書をご提出ください。

※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の諾否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。

(様式6)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

1 被保証人

住所

氏名・名称

業種

2 保証状況

資金名

当初保証金額

現在残高

融資実行日

融資期間

融資金融機関

3 変更内容

4 意見